

## 県のアウトソーシング等の取り組みについて

行政改革課

### 1 平成 20 年度予算案における新たな取り組み

事業名等	変更した内容	平成 20 年度予算額 (平成 19 年度予算額)
障害者就業 支援ワーカ ー	各地域の障害者総合支援センターに派遣している県職員(9名)の派遣を、圏域内の社会福祉法人等への委託とする。	40,832千円 (69,434千円(含給与費))
授産活動活 性化支援員	4ヶ所の障害者総合支援センターに駐在している県職員(4名)を社会福祉法人等への委託とする。	21,316千円 (31,552千円(含給与費))
駒ヶ根病院 給食調理業 務	県職員(定数7名、非常勤4名)及び一部派遣を組み合わせ実施していたものを、全面的に民間業者に委託する。	57,570千円 (75,814千円(含給与費))

### 2 人事・給与システム及び内部事務総合システムの再構築

県職員の人事・給与システム及び内部事務総合システムの一体的構築に取り組む  
(別紙参照)

#### (参考) アウトソーシング推進についての国からの要請等

- ・地方行革指針(平成 17 年 3 月 総務省)

事務・事業全般にわたり、民間委託等の観点からの総点検を行うこと。

- ・新地方行革指針(平成 18 年 8 月 総務省)

公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。

- ・アウトソーシングに取り組んでいる他県の例(総務省取りまとめの事例集より)

富山県	環境関連業務(産業廃棄物に関する技術相談等)のNPOへの委託
広島県	現業業務(17業務)の抜本的見直し(民間委託、廃止等)
千葉県	県営水道の受付業務を総合化、集約化したうえで、民間に委託
兵庫県	県営住宅の滞納家賃の回収を民間の債権回収業者に委託

# 人事・給与システム及び内部事務総合システム再構築事業の概要

## 1 事業の目的

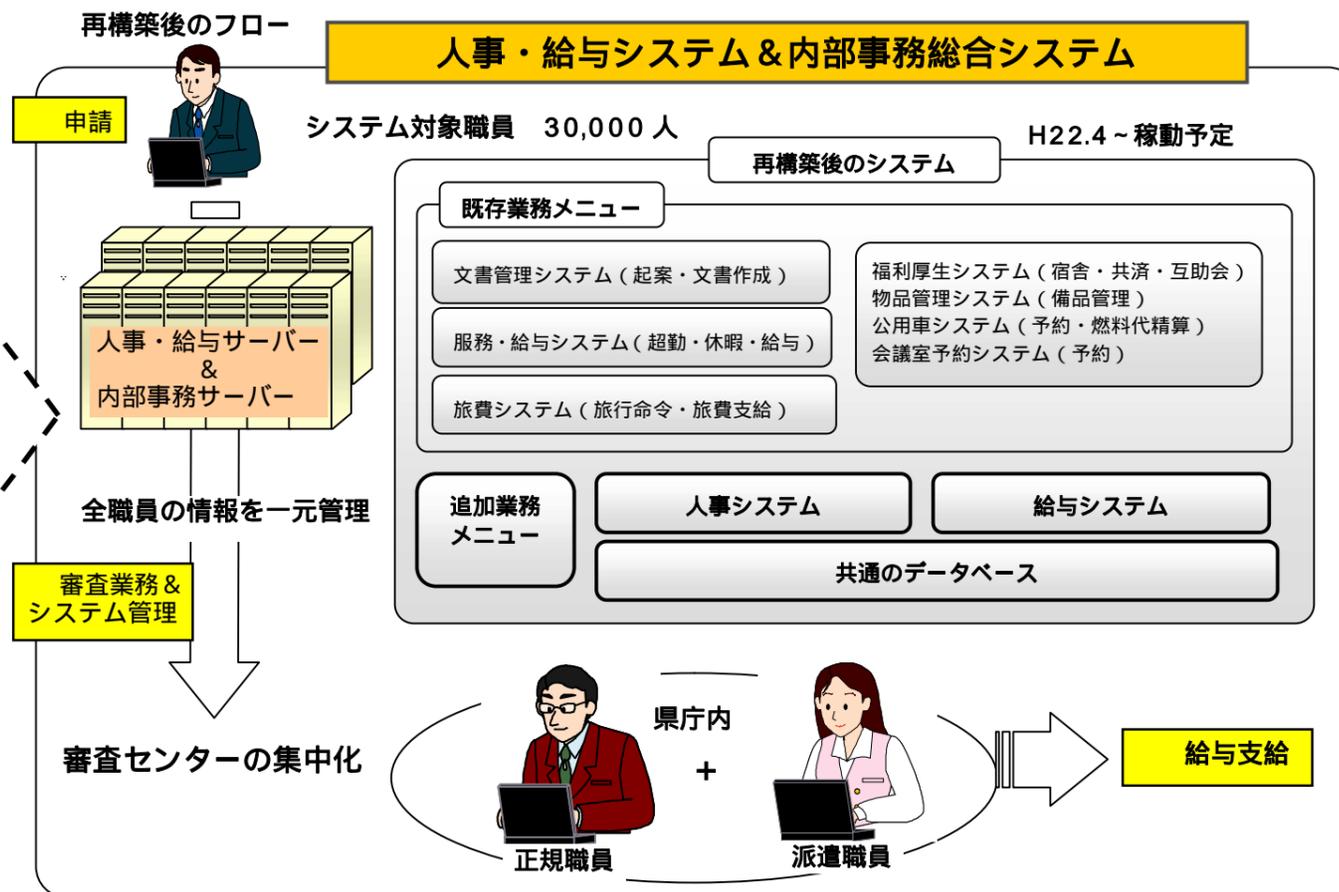
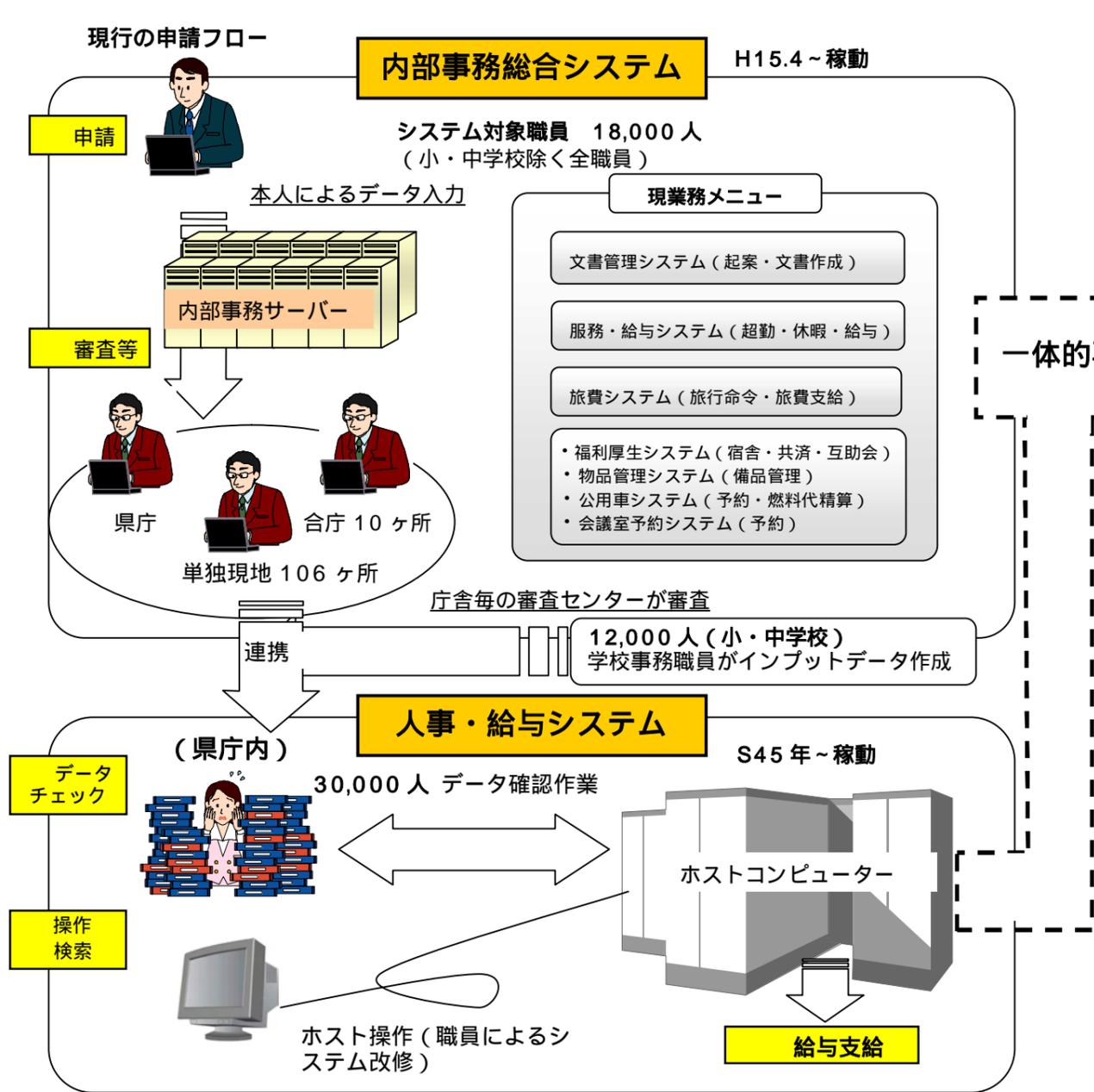
人事・給与システム及び内部事務総合システムの一体的構築を行い、総務事務全体の業務の効率化を図るとともに、外部委託の活用も効果的に行える体制を構築することを目的とする。

## 2 業務の課題

- (1) 内部事務総合システム (H15 年稼動)
  - ・サーバー等の更新時期 (H22.9 まで) ・業務間で重複したデータベースを保有
  - ・稼動時間が限定 (8:00 ~ 20:00)
- (2) 人事・給与システム (S45 年稼動)
  - ・内部事務総合システムとのデータ連携に人員、時間を要している
  - ・プログラムの複雑化 (37 年間の修正を繰り返した結果)
- (3) 審査業務
  - ・県庁、合庁及び単独現地機関の審査業務の更なる集中化
  - ・審査業務の効率化 (外部委託の活用)

## 3 再構築等の方法

- (1) システムの一体的再構築
  - 内部事務総合システムの更新時期に併せ、人事・給与システムも一体的に構築を行う。
  - 複雑化したプログラムとデータベースの整理により、別々に行っていた両システムのメンテナンスが一体的に行える。
- (2) 総務事務センターの集中化及び外部委託
  - 県庁、合同庁舎及び単独現地機関の審査業務を集中化することで、業務の効率性を高めるとともに、審査レベルの向上を図ることが可能となる。
  - また、集中化した審査業務については、外部委託も可能となる。



## 4 再構築スケジュール

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) システム再構築 人事・給与システム & 内部事務総合システム			稼動 本稼動 (年末調整追加)	
(2) 集中化と外部委託 審査業務の集中化 県庁、合庁10ヶ所、現地 機関106ヶ所の統合			審査の集中化	
外部委託 派遣職員による手当、旅費の審査の実施			派遣職員の段階的活用	

今後の行政改革の方針(抜粋)(平成16年12月24日閣議決定)

8 地方分権の推進

(2) 地方行革の推進

ア(略)以下の事項をはじめとする行政改革推進のための新たな指針を平成16年度末までに策定する。

(イ) 民間活力を最大限活用した民間委託等の推進

民間委託等の推進の観点から、事務事業全般にわたり改めて点検を行うよう要請するとともに、団体区分ごとの委託実施団体の比率、民間委託等の代表的事例や効果等を各団体で比較検討できるように広く情報提供を行い、積極的かつ計画的な民間委託等の推進を図る。併せて、PFI事業の適切な活用を図るよう要請する。

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(平成17年3月29日 総務省)

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進

給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の総務事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施すること。

具体的には、類似団体の状況や民間の受託提案などを参考にしながら、組織の規模を踏まえ、メリットが生じるよう委託の可能性について検証すること。その際、企画と実施の切り分けや複数の組織にまたがる共通の事務の集約化、他団体との事務の共同実施、委託実施期間の複数年度化などの様々な手法による委託の可能性の検証を行うこと。

その上で、事務・事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針・計画を策定すること。

委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じること。

委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。

民間委託等の実施状況については、事務・事業や施設区分ごとに、委託先、委託理由等を公表すること。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)

(地方公務員の職員数の純減)

第五十五条 政府は、平成二十二年四月一日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成十七年四月一日における当該数からその千分の四十六に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。

4 地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、職員数を厳格に管理するものとする。

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針平成18年8月31日 総務省)

第2 公共サービス改革

1 公共サービスの見直し

(略)今般、行政改革推進法第55条第4項において「その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う」と規定されたことを踏まえて、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務(以下「公共サービス」という。)として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。